

3. 核軍縮・不拡散に関する最近の各種声明等

日本・オーストラリア外相共同ステートメント（2010年2月）

日豪外相共同ステートメント 「核兵器のない世界に向けて」

本日の会談において、岡田日本国外務大臣とスミス・オーストラリア外務大臣は、核兵器の脅威は人類が直面する最も深刻な問題の一つであるとの認識を改めて共有した。両外相は、現在の国際的な核軍縮・不拡散体制の抜本的強化に向けて、両国が核軍縮・不拡散分野での協力を深化させていくことで一致した。

両外相は、現実に核兵器を始めとする大量破壊兵器が世界に存在する中での核抑止力の役割を認めつつ、安全保障政策における核兵器の役割を低減させ、究極的には平和で安全な核兵器のない世界を実現するために、現在及び将来において国際社会が具体的に何をすべきかにつき真剣に議論した。両外相は、核兵器のない世界への途上で核リスクの低い世界を実現することで一致し、核軍縮・不拡散に関する以下の具体的行動をとる決意を表明した。

両外相は、核兵器の不拡散に関する条約（NPT）の重要性を再確認した上で、本年5月のNPT運用検討会議が、NPTを強化し、国際的な核軍縮、不拡散体制におけるNPTの中心的役割を再確認し、NPTの3つの柱である核軍縮・核不拡散及び原子力の平和的利用のそれぞれについて、有意義な合意を達成できるよう両国で協力していくことを確認した。

両外相は、「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）」の報告書が、核兵器のない世界という目標を達成するための多くの有益な提案を含んでいるとの認識を共有した。両外相は、本報告書の現在あるいは将来の政策への具体化の可能性につき、両国の外相間の定期協議を実施するとともに、専門家及び政府関係者が報告書の進捗状況を確認することで一致した。

本報告書を受けて、両政府は核軍縮・不拡散措置につき更に真剣に検討を行った。両外相は、NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮・不拡散措置に関するパッケージを追求していくことを発表した。両外相は、他のパートナー国とも協議を行いつつ、両国がこのパッケージをNPT運用検討会議の最終文書に反映するために全力を尽くしていくことを確認した。

両外相は、核兵器のない世界を実現するための第一歩となる具体的手段として、核兵器を持たない国に対して核兵器を使用しないという安全保証の実効性を高めること、そして、核兵器保有の目的を核兵器使用の抑止のみに限定することといった考え方を検討し、これらの点についての議論を深めていくことで意見の一致をみた。

両外相は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効の観点から、CTBTの未署名・未批准国に対する働きかけを引き続き行っていくことを確認した。また、両外相は、軍縮会議における兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉の即時開始及び早期妥結を追求する決意を表明した。

両外相は、気候変動とエネルギー安全保障上の懸念に取り組むための手段として原子力発電への関心を示す国が増大している中、核不拡散／保障措置、原子力安全及び核セキュリティの3つの要素（3S）が重要であることを確認した。両外相は国際原子力機関（IAEA）の強化及び保障措置の効率化のため並びに原子力を利用するすべての国がIAEA追加議定書を締結するための取組を促進するため、両国が協力すべきである点で一致した。また、両外相は、3Sの確保が核不拡散体制の維持並びに原子力の利用における国際的な透明性及び信頼性の確保の基盤であるとの認識に基づき、IAEAとも協力しつつ、関係国に対する保障措置、原子力安全及び核セキュリティの支援において協力していくことで一致した。

両外相は、昨年、北朝鮮による核実験及びミサイル発射を最も強い表現で非難した。両外相は、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発は、引き続き、アジア太平洋地域及び国際社会全体の平和と安定への重大な脅威であり、容認できるものではないとの認識で一致した。また、両外相は、北朝鮮に対し、六者会合への即時復帰と北朝鮮による検証可能かつ不可逆的な核放棄を始めとする2005年9月の共同声明完全実施へのコミットメントを含め、前向きかつ具体的な行動をとるよう求めた。この観点から、両外相は、国連安保理決議第1718号及び第1874号を完全に履行することの重要性を再確認し、すべての国連加盟国に対し、同決議の履行を要請した。

両外相は、イランの核計画の性質及び意図に対する深刻な懸念を共有し、イランが原子力活動の透明性を高め、国際社会の信用を取り戻すためにあらゆる可能な行動をとるべきであることを再確認した。このため、両外相は、イランに対し、すべてのウラン濃縮活動の停止を含む一連の国連安保理決議の要求事

項を順守し、イランの核計画に関するすべての未解決の問題を解決するために、追加議定書の締結を含めて、IAEAに完全に協力することを求めた。イランの申告済み核物質が転用されないことをIAEAが引き続き検証している中で、イランは同国におけるすべての核物質が平和的利用の下にあることをIAEAが確認するのを可能にするために必要な協力を提供していない。両外相はまた、対立から協力へ路線を変えるための、そして、国際的な信用及び信頼を築き始めるための機会として、IAEAが仲介しているイランの低濃縮ウランをテヘラン研究炉のための加工済燃料に交換する提案を受け入れるよう求めた。

最後に、両外相は、核テロリズムの脅威が引き続き存在することを認識しつつ、4月に米国政府が開催する核セキュリティ・サミットの成功に向けて協力すること及びアジア太平洋地域における核セキュリティを強化するための取組を促進することを確認した。

パース、2010年2月21日

核軍縮・不拡散に関する外相共同ステートメント

1. 我々、豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の外相は、2010年NPT運用検討会議で全会一致で採択された結果を前進させ、相互に強化し合うプロセスとしての核軍縮・不拡散の課題を押し進めるといった目的を共有する。
2. 我々は、核軍縮を達成するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散体制の礎石であり、かつ、原子力の平和的利用発展の基盤であるものとしての核兵器不拡散条約（NPT）に対する共通のコミットメントを再確認する。我々は、NPTへの普遍的な参加の重要性を強調し、また、すべてのNPT非締約国に対し、NPTに非核兵器国として即時に加入することを求める。
3. 我々は、2010年5月のNPT運用検討会議の成果を歓迎し、核兵器のない世界という目標を達成する決意を新たにす。我々は、核兵器の完全な廃絶を達成するための核兵器国による明確な約束の根本的な重要性を再確認する。また、我々は、すべての締約国がNPT及び国際原子力機関（IAEA）の義務を完全に遵守することの重要性を認識する。
4. 我々は、核兵器が人類に深刻な脅威を与えていることを認識し、核兵器のいかなる使用による破滅的な人道上の結果をも深く憂慮し、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に完全に遵守する必要性を再確認する。
5. 国際の平和と安全を強化する観点から、我々は、核兵器のない世界を実現する途上における一里塚としての「核リスクの低い世界」に向けた具体的かつ実践的措置について共に取り組むことを決定した。

<核軍縮>

6. 我々は、核兵器の使用又は核兵器の使用の威嚇に対する唯一の保証は、それらの完全な廃絶であることを再確認する。我々は、核軍縮が核不拡散体制を強化することに同意する。
7. 我々は、核軍縮は次のことによって最も良く達成されると考える。
(1) 戦略核兵器及び非戦略（戦術）核兵器の双方の数の削減

- (2) 安全保障戦略における核兵器の役割の低減
 - (3) 核兵器の偶発的使用のリスクの低減，並びに国際の安定及び安全を促進する方法での核兵器システムの運用状態の更なる低減の検討
 - (4) 核軍縮プロセスにおける不可逆性，検証可能性及び透明性の原則の適用
8. 核軍縮は，これらの原則を包括的な形で前進させることにより，核兵器保有国間の相互の信頼の着実な発展が導かれたとき，効果的に進展させられる。
9. 我々は，包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効及びシャノン・マンドートに基づく兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉の即時開始及び早期妥結が核軍縮を達成するための不可欠なステップであり，力強さと決意をもって追求されるべきものであると固く信じる。
10. 我々は，すべての核兵器保有国に対して早急に，又は，アメリカ合衆国及びロシア連邦の場合は追加的に，核兵器を削減し，また，軍縮義務の履行の進捗を定期的に報告することを含め，効果的な検証と強化された透明性のような信頼醸成措置を追求するよう要請する。すべての核兵器保有国にとっての喫緊の第一歩としての措置は，少なくとも現在の水準から核兵器数を増加させないことについてのコミットメントであるべきである。
11. 我々は，2010年NPT運用検討会議により支持された中東非核兵器及びその他のすべての非大量破壊兵器地帯の創設に関する2012年の会議開催に向けた実践的な措置を支持し，同会議の実現のために必要な支援を行う。
12. 我々は，特に，強力な検証制度に支えられた，核兵器禁止条約又は独立して相互に強化し合う措置の枠組みに関する合意についての交渉を検討することを含む，国連事務総長による5項目の核軍縮のための提案に留意する。

<核不拡散>

13. 不拡散と核軍縮は相互に強化し合うものである。我々は，効果的な不拡散体制は核軍縮の可能性を強化することに同意する。
14. 我々は，非核兵器地帯が，核不拡散体制の強化及び核軍縮の達成への貢

献を通じて、いかに国際及び地域の平和と安定を促進させることができるかについて議論を深める時であると確信し、当該関係地域の国家間で自発的に達成された手段に基づいて非核兵器地帯を設立するためにとられた措置を支持する。

15. 我々は、保障措置義務の不遵守のすべての問題を、IAEA憲章及び加盟国のそれぞれのコミットメント及び法的義務（関連する国連安全保障理事会決議を含む。）と完全に合致する形で解決することの重要性を強調する。
16. 我々は、すべてのNPT締約国に対し、IAEAがその任務及び責任を遂行する上で必要となるすべての支援引き続き受けを確保するよう要請する。我々は、包括的保障措置協定（CSA）及び追加議定書（AP）を締結及び履行していないすべての国に対し、可及的速やかに締結及び履行することを要請し、また、途上国に対し、当該国がIAEA保障措置に関する義務を履行するために必要な協力と支援を行うことの重要性を強調する。

<原子力の平和的利用>

17. 我々は、NPT各締約国の原子力の平和的利用に関する奪い得ない権利を認識し、また、気候変動及びエネルギー安全保障の懸念に対応する方法として原子力に対する需要が高まっていることを考慮し、世界全体の平和、健康及び繁栄に対する原子力の平和的利用の貢献を促進及び拡大していくための協力は、IAEA憲章の中心的な目的であることを強調する。我々は、原子力の利用は、国内法令及び関連する国際的義務に合致した、保障措置へのコミットメント、進行中の保障措置の履行並びに原子力安全及び核セキュリティの適切かつ効果的な水準が伴わなければならないことを確認する。
18. 我々は、核テロリズムの深刻な脅威を認識しつつ、核セキュリティを強化するために共に取り組むというコミットメント（国連安保理決議第1540号（2004年）等の関連する国際的な要請に完全に充足することによるものを含む。）を再確認する。我々は、すべての脆弱な核物質を4年以内に管理するために協力的に取り組むため、2010年ワシントン・核セキュリティ・サミットにおいて行い、2012年に大韓民国で開催される次回核セキュリティ・サミットで前進させるコミットメントの実施を積極的に追求する。

<次のステップ>

19. 我々は、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用及び中東という4つの副題の下での2010年NPT運用検討会議の結論及び64のすべての勧告の実施に対するコミットメントを再確認する。
20. 我々は、核兵器（戦術核兵器を含む。）の数の更なる低減並びに安全保障に関する戦略、コンセプト、ドクトリン及び政策における核兵器の役割の低減のための取組に焦点を当てることを決定する。この文脈において、我々は、核軍縮の途上における重要なステップとして、消極的安全保証の実効性を高めることといった考え方は検討に値すると考える。
21. 我々は、認識されている核兵器の安全保障上の又は政治的な利益よりも人類に対する重大な脅威が上回るという、拡大しつつあるコンセンサスに貢献することを希望する。
22. 我々は、2014年のNPT準備委員会に対して核兵器国が自らの核軍縮義務について報告するというコミットメントを実施するに際し、核兵器国が使用する「標準化された報告形式」の発展に向けていかにして最も効果的に貢献できるかにつき検討する。
23. 我々は、条約発効までの核実験による爆発及びその他のあらゆる核爆発のモラトリアムを維持することの重要性を強調しつつ、CTBTの早期発効を促進するためのあらゆる取組を支持し、また、検証制度の発展を支持する。また、我々は、すべての核兵器保有国が兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言及び維持することを要請しつつ、FMCTの交渉と発展を慫慂する。そのような取組の一つとして、我々は、他国との対話を通じてFMCTの履行に資する検証のような問題へのアプローチの発展を支援する。
24. 我々は、それぞれの地域における追加議定書の普遍化に貢献するとの観点から、特に、包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない国におけるIAEAのアウトリーチ活動を促進する手段として、IAEAとの協力を強化する方法を探求することを決定する。
25. 我々は、すべての国に対し、核兵器のない世界という我々の目標を前進させるために、社会の意識を啓発する目的で軍縮・不拡散教育を可能な限り促進するよう奨励する。

ニューヨーク
2010年9月22日

ファクトシート
核リスクの低減に関する日米協力
(仮訳)

このファクトシートは、核リスクの低減に関する日本国政府及びアメリカ合衆国政府（米国政府）との間の議論を要約したものであり、また、核セキュリティ、核軍縮及び核不拡散の分野における両国政府の協力及び連携を深めることに係る両国政府のコミットメントを反映したものである。両国政府は、国際社会において核リスクに真剣に取り組む機運が高まっているという文脈において、本年5月に開催された核兵器の不拡散に関する条約（NPT）の運用検討会議において最終文書が全会一致で採択されたことを歓迎し、同文書の結論及び勧告の実施に向けた具体的措置を追求する必要性を強調する。

核セキュリティ

日本国政府及び米国政府は、2010年の核セキュリティ・サミットの終了時に発出されたコミュニケ及び作業計画を歓迎し、4年以内にすべての脆弱な核物質の管理を徹底するという目標を再確認する。

日本国政府及び米国政府は、原子力技術の平和的利用において半世紀以上にわたる協力関係を有している。両国政府は、原子力技術に責任を有する立場にあり、原子力安全、保障措置及び核セキュリティを確保するための措置を発展し及び統合することを特定の目的として、科学技術協力を拡大し及び加速することを約束する。両国政府は、民生用の原子力施設の核物質及び輸送中の核物質に最高水準のセキュリティを実施するための協力活動を強化し、また核鑑識並びに核物質の検知及び測定の分野における共同活動を拡大する必要性を確認する。

日本国政府及び米国政府は、民生用の原子力分野を主導する立場にあり、特に原子力発電利用の増加が予想されるアジア太平洋地域のような地域における核セキュリティに関する専門知識の発展及び相応の人的資源への投資を引き続き促進する。この見地から、米国政府は、核不拡散・核セキュリティ総合支援センターを設立すると日本の取組を歓迎する。日本国政府及び米国政府は、これらの取組を更に支援するため、協力のための分野を特定し、並びに2012年の核セキュリティ・サミットに向けた具体的な成果を特定し及び調整することを支援することを目的として、二国間の核セキュリティ作業グループを設置することを決定した。この作業グループは、最も高い核セキュリティの水準及び慣行に対する両国のコミットメントに基づくものであり、核セキュリティの分野における日本国及び米国の継続的なリーダーシップを国際的に示すものである。

核軍縮

日本国政府及び米国政府は、信頼できる抑止力を維持し、また、米国及びその同盟国の安全保障を確保しつつ、核兵器の数及び役割を低減するために行われている重要な取組（米国の核態勢見直し及び新たな戦略核兵器削減条約を通じたものを含む。）が進行中であることを認識する。この文脈において、日本国政府は、長年の消極的安全保証を強化すると米国政府の決定を歓迎し、現時点において米国が米国、その同盟国及びパートナーに対する核攻撃を抑止することが核兵器の「唯一の目的」であるという普遍的な政策を採用する状況にはないが、そのような政策が安全に採用され得る条件の創出のために努力していくことを認識する。

また、日本国政府及び米国政府は、多国間の核軍縮分野（包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期の発効及び兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）に関する交渉の即時の開始並びに可能な限り早期の締結を含む。）における進展の必要性を認識する。両国政府は、2010年9月24日に国際連合事務総長によって開催され

たハイレベル会合において支持されたように、軍縮会議（CD）を活性化する緊急性について確認している。両国政府は、来年においても膠着状態が打開されない場合には、他の有志国と連携しつつ、多国間交渉のためのCDの代替手段を追求する用意があることを再確認する。

核不拡散及び原子力の平和的利用

日本国政府及び米国政府は、原子力の平和的利用を検認し、また、国際原子力機関（IAEA）の支援を必要とするとともに核不拡散上の義務を遵守する諸国に利益を拡大する上でのIAEAの役割を強調する。両国政府は、不拡散の深刻な挑戦に関し、イランが関連する国際連合安全保障理事会決議を遵守するとともに、同国の原子力計画が専ら平和的目的であると判断するために必要な協力をIAEAに対して行うことが急務であることを再確認する。また、両国政府は、北朝鮮が2005年の六者会合に関する共同声明及び国際連合安全保障理事会決議第1718号及び同第1874号に従ってすべての核兵器及び既存の核計画を放棄することが必要不可欠であることを強調する。さらに、両国政府は、IAEAがその責務を果たす上で必要な資源、権限、能力及び技術的支援を有することを確保するため、IAEA及びその事務局長と引き続き緊密に協力していく。この点に関し、両国政府は、IAEAとともに、追加議定書の普遍化を奨励し、及び米国が本年5月に立ち上げた平和利用イニシアティブを促進するための努力を調整する用意がある。

また、両国政府は、強固な核不拡散体制の確保及び原子力エネルギーの平和的利用の促進のための効果的かつ透明性のある輸出管理の重要性を強調する。両国政府は、急を要する優先事項として、原子力供給国グループ（NSG）に対し、濃縮及び再処理に係る移転に対する規制の強化について、可能な限り早期にコンセンサスに達するよう要請する。

（仮訳）

核軍縮及び不拡散に関する共同ステートメント

1. 我々、前原日本国外務大臣とラッド・オーストラリア外務大臣は、本日キャンベラで会談し、核兵器が人類に与える深刻な脅威を認識し、平和で安全な核兵器のない世界を断固として実現するために両国が共に取り組むという我々のコミットメントを新たにする。この取組において、我々は、両国政府が本年2月に共同ステートメント「核兵器のない世界に向けて」を発出して以降に生じた前向きな展開を心強く思う。
2. 両国は、核軍縮及び不拡散へのグローバルな関与を促進することにつき、強力な実績を有している。核兵器のない世界に向かう途上における様々な挑戦に対する特定の時宜にかなった提言を発出した「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」の設立された2008年以降、両国は、核兵器のない世界の実現に取り組むためのパートナーシップを強固なものにしてきた。両国政府は、本年5月の2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の成功裏の結果に向けたグローバルな取組を促進するため、緊密に取り組んだ。両国のイニシアティブには、実践的核軍縮・不拡散措置の共同パッケージを同運用検討会議へ提出することや、締約国の団結を呼びかける緊急声明を主導することが含まれた。
3. NPT運用検討会議における成功裏の結論によって生じた国際的機運を踏まえ、両国政府は、核軍縮を前進させ、不拡散の課題を強化するための具体的方法を見出すことに同様に取り組む国々の外務大臣から成るグループの会合を9月に開催した。日本国及びオーストラリアが共催し、カナダ、チリ、ドイツ、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦が参加した会合において明らかにされた最優先事項は、核軍縮を進展させ、不拡散を強化するために、NPT運用検討会議でコンセンサス採択された64の行動の着実な履行の促進の必要性であった。
4. 我々は、メンバーシップが多様でありつつも、NPTの目的を支え、推進するとの決意によって結び付けられたこのグループが、核軍縮・不拡散問題の進展への障害を乗り越えるために、共通の基盤を見出し、また、

創造的で実践的な提案を発展させていくことを希望する。我々は、すべての国々は、こうした問題に対処する上で、協力する責任を有すると固く信じている。

5. 以上の観点から、両国政府は、同グループが、当初の取組において、特に軍縮のコミットメントの進展を報告するための核兵器国による標準化された方法の策定を通じて、核軍縮における透明性を高めることなど、信頼醸成措置に焦点を当てるべきであると提案する。このメカニズムでは、配備核兵器及び未配備の核兵器、戦略核兵器及び戦術核兵器の核弾頭の数といった要素もカバーされ得る。上記報告メカニズムでは、国家安全保障政策における核兵器の役割に関する情報も、標準化された形式において含まれ得る。
6. 我々は、また、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約、すなわちFMCT）の早期交渉開始、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、国際原子力機関（IAEA）追加議定書の普遍的採択による拡散に対抗するIAEA保障措置の強化、非核兵器地帯の支持及びそれらの中での協力強化、すべての国による不拡散義務の厳格な遵守促進もとりわけ重要であることを強調する。我々は、来年においてもこの問題に関する軍縮会議（CD）での膠着状態が打開されない場合には、他の支持国と連携しつつ、多国間交渉のためのCDの代替手段を追求する用意があることを再確認する。かかるアプローチに沿って、両国政府は、上記グループが、検証可能なFMCTの技術的課題を克服するための枠組みの構築に関する分析を行い得るのではないかと提案する。これは、FMCTにおける禁止事項の検証のためのオプション及び核兵器保有国において既に蓄積されているストックパイルをめぐる政策的問題についての考慮も含み得る。
7. 両国政府はまた、核兵器のない世界に向けた、具体的かつ実践的な措置を提案するために協力することを約束した。これらの提案された取組は、消極的安全保証をより実効的にし、核攻撃を抑止することが核兵器の「唯一の目的」であるという普遍的な政策が安全に採用され得る条件を確立

(仮訳)

するといった考え方につき、議論を深めることにも及び得る。

8. 我々は、この機会をとらえ、北朝鮮による核活動に対する重大な懸念を表明する。我々は、北朝鮮による軽水炉建設、及びウラン濃縮施設の存在に関する報告を強く危惧している。我々は、2005年9月の六者会合共同声明を含めた約束、及び関連する国連安保理決議で規定された義務を果たすよう、北朝鮮に対して強く要請する。我々は、本件に関する政策調整を引き続き継続する。
9. 最後に、我々は、核兵器のない世界に向けて前進させるよう国際社会のメンバーを奨励すべく、高まりつつある機運を最大限に活かし、核軍縮及び不拡散分野における我々のすべての約束に関して協力し、連携するとの堅固な決意を改めて確認する。